

新旧対照条文

◎訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一通則</p> <p>イ 地方社会保険事務局長に対して届出を行う前六月間において、当該届出に係る事項に關し不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。</p> <p>ロ 地方社会保険事務局長に対して届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十四条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十一条第一項の規定に基づく検査等の結果、健康保険法第八十条第四項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十八条第四項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の内容又は訪問看護療養費の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三 二十四時間対応体制加算の基準</p> <p>利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求め</p>	<p>第一 訪問看護療養費及び老人訪問看護療養費（以下「訪問看護療養費」と総称する。）に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一通則</p> <p>イ 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して届出を行う前六月間において、当該届出に係る事項に關し不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。</p> <p>ロ 地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して届出を行う前六月間において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十四条第一項又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十条の五の六第一項の規定に基づく検査等の結果、指定訪問看護及び指定老人訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の内容又は訪問看護療養費の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p>

られた場合に、常時対応できる体制にある場合であつて、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。

四| (略)
五| (略)

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等

一 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

特掲診療料の施設基準等(平成 年厚生労働省告示第 号)
別表第七に掲げる名称の疾病等の利用者

二| 厚生労働大臣が定める者

特掲診療料の施設基準等別表第七の二に掲げる状態等にある者

三| 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

特掲診療料の施設基準等別表第七の三に掲げる状態等にある者

四| (略)

五| (略)

第四 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号イ又はロに掲げる指定訪問看護を行う場合

ロ 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設しゅようの入所者等であつて、末期の悪性腫瘍であるものに対し、その主治の

三| (略)
四| (略)

第二 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等

一 厚生労働大臣が定める疾病等

特掲診療料の施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十四号)
別表第七に掲げる名称の疾病等

二| (略)

三| (略)

二| (略)

三| (略)

第四 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設入所者生活介護又は同条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている利用者に対し、前号イ又はロに掲げる指定訪問看護を行う場合

ロ 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の入所者等であつて、末期の悪性腫瘍であるものに対し、その主治の医

医師から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行う場合

師（診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）別表第一に規定する在宅療養支援診療所の保険医に限る。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行う場合